

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○保安林の指定 (丹後広域振興局)	703
○保安林の指定予定 ()	〃
○保安林の指定予定の通知 (中丹広域振興局)	704
○公共測量の終了 (用地課)	〃
○電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく電線共同溝を整備すべき道路の指定 (道路管理課)	〃
○急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)	705
公 告	
○大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要 (山城広域振興局)	〃

○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧 (丹後広域振興局)	706
○都市計画法に基づく工事完了 (乙訓土木事務所、山城北土木事務所)	707
選挙管理委員会	
○公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程	〃
○京都海区漁業調整委員会委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登載された者の総数の3分の1の数	〃

告 示

京都府告示第383号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和元年12月17日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 保安林の所在場所

京丹後市丹後町谷内小字コカ谷23、10024から10028まで、小字横木456から458まで、10020の1、10021、小字高野坂459、小字弘化谷463から469まで、小字向ズ坂470、小字高野10022、小字溝黒10029、小字向ズ10032の1、小字岩伏シ10037

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

小字コカ谷23・10024・10028・小字弘化谷469
・小字向ズ坂470・小字高野10022・小字溝黒10029（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり推進室及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、京丹後市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）

京都府告示第384号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和元年12月17日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 保安林予定森林の所在場所
与謝郡与謝野町字幾地小字新宮1052、1060、1061

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
小字新宮1061（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり推進室及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、与謝野町役場においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）



京都府告示第385号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和元年12月17日
京都府知事 西 脇 隆 俊

1 保安林予定森林の所在場所
福知山市大字私市小字向山78、79の1、80から101まで

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
小字向山78・79の1・91・93・94・96（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり推進室及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、福知山市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）



京都府告示第386号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（平成31年京都府告示第191号）が令和元年10月31日終了した旨測量計画機関の長である国土交通省近畿地方整備局木津川上流河川事務所長から通知があった。

令和元年12月17日
京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域
木津川の一部区間（相楽郡笠置町笠置から相楽郡南山城村南大河原まで）



京都府告示第387号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

令和元年12月17日
京都府知事 西 脇 隆 俊

道路の種類	路 線 名	区 間
府 道	福知山停車場線	福知山市内記13の1から福知山市内記10の1まで 上り線
		福知山市内記14の7から福知山市内記10まで 下り線
〃	舞鶴福知山線	福知山市内記10の1から福知山市堀2424の1まで 上り線
		福知山市内記10から福知山市堀2459まで 下り線
〃	園部停車場線	南丹市園部町小山東町溝辺16の5から南丹市園部町小山東町溝辺33の1まで 上り線 南丹市園部町小山東町溝辺13の6から南丹市園部町小山東町溝辺29の10まで 下り線

京都府告示第388号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図面は、京都府建設交通部砂防課及び京都府中丹西土木事務所において縦覧に供する。

令和元年12月17日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
三河Ⅱ急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から10号までを順次結んだ線及び標柱1号と10号を府道二俣三河線沿いに結んだ線によって囲まれた土地の区域

所在地	標柱
福知山市大江町三河小字渡り所436の2	1号
〃 〃 〃 〃 434	2号
〃 〃 〃 〃 8082	3号及び4号
〃 〃 〃 小字善光谷8062の1	5号
〃 〃 〃 〃 8060	6号及び8号
〃 〃 〃 〃 8059	7号
〃 〃 〃 〃 8060の1	9号
〃 〃 〃 小字迫畑口415の2	10号

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により木津川市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

令和元年12月17日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンプラザこすもす館
木津川市相楽台一丁目1番の1ほか
- 2 届出者の名称及び住所
関西文化学術研究都市センター株式会社
奈良市右京一丁目3番地の4
- 3 意見の対象となった届出及び届出日
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更の届出
令和元年5月31日
- 4 意見の概要
特に意見を有しない。
- 5 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部商工労働観光室及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 6 縦覧期間
令和元年12月17日から令和2年1月17日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により八幡市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

令和元年12月17日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンタームサシ八幡店
八幡市欽明台北3番地1及び3
- (2) 届出者の名称及び住所
アークランドサカモト株式会社
三条市上須頃445番地
- (3) 意見の対象となった届出及び届出日
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更の届出
令和元年6月24日
- (4) 意見の概要
特に意見を有しない。
- (5) 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部商工労働観光室及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- (6) 縦覧期間
令和元年12月17日から令和2年1月17日まで
- 2(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンタームサシ八幡店
八幡市欽明台北3番地1及び3
- (2) 届出者の名称及び住所
アークランドサカモト株式会社
三条市上須頃445番地
- (3) 意見の対象となった届出及び届出日

<p>大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更の届出 令和元年6月24日</p> <p>(4) 意見の概要 特に意見を有しない。</p> <p>(5) 縦覧場所 京都府山城広域振興局農林商工部商工労働観光室及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課</p> <p>(6) 縦覧期間 令和元年12月17日から令和2年1月17日まで</p> <hr style="width: 20%; margin: 20px auto;"/> <p>京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。</p> <p>令和元年12月17日 京都府知事 西 脇 隆 俊</p> <p>1 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 山川産業株式会社 代表取締役 金本 範彦 淡路市岩屋1320番地の4</p> <p>2 林地開発行為の目的 土石の採掘（けい砂）</p> <p>3 林地開発行為をしようとする区域 京丹後市網野町掛津小字西山10012番ほか（次の図のとおり）</p> <p>4 林地開発行為をしようとする区域の面積 12.0ヘクタール</p> <p>5 期間 (1) 林地開発行為を行う期間 令和2年6月6日から令和5年6月5日まで (2) 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計画期間 平成20年6月6日から令和8年3月31日まで</p> <p>6 生活環境に影響が生じるおそれの有無 有</p> <p>7 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置</p> <table border="1" data-bbox="156 1915 762 2112"> <thead> <tr> <th>おそれの種類</th> <th>おそれがある範囲</th> <th>おそれを減じるための措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通量の増加</td> <td>開発区域から掛津事業所までの道路（次の図のとおり）</td> <td>運搬車両出口に交通誘導員を配置し、車両通行の安全を確保する。</td> </tr> </tbody> </table>	おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置	交通量の増加	開発区域から掛津事業所までの道路（次の図のとおり）	運搬車両出口に交通誘導員を配置し、車両通行の安全を確保する。	<table border="1" data-bbox="829 112 1436 2004"> <tr> <td></td> <td></td> <td>運搬車両の運転手に対し、安全運転の指導を徹底する。</td> </tr> <tr> <td>飛砂の発生</td> <td>京丹後市網野町掛津地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）</td> <td>スプリンクラー及び散水車により適宜散水を実施する。 飛砂防止剤を適宜利用し、飛砂防止を行う。 採掘が完了した場所から順次緑化する。</td> </tr> <tr> <td>周辺道路の汚れ</td> <td>京丹後市網野町掛津地内の一部に存する道路（次の図のとおり）</td> <td>搬出入ゲート付近の道路をアスファルト舗装し、タイヤに付着する砂を軽減するとともに、場内に設置しているタイヤ洗い場を利用して、タイヤに付着した砂を落とす。 道路が汚れた場合は、散水車等で道路の汚れを清掃する。</td> </tr> <tr> <td>河川水量の増加</td> <td>京丹後市網野町掛津地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）</td> <td>場内に降った雨水を防災池に集水して貯留することにより、下流の河川の水量増加を抑える。 必要な容量を確保するため、たまった土砂を定期的に除去する。</td> </tr> <tr> <td>濁水の発生</td> <td>〃</td> <td>場外に放流する雨水は、堆砂容量を確保した防災池及び沈砂池において泥分を沈下させる。 必要な容量を確保するため、たまった土砂を定期的に除去する。 pH及びSSの水質検査を定期的に実施し、汚濁水流出防止の管理を行う。 琴引浜への影響を調べるため、モニタリング調査を実施し、琴引浜の環境を見守る委員会に年2回報告する。</td> </tr> <tr> <td>騒音の発生</td> <td>〃</td> <td>重機、運搬車両等のアイドリングを禁止する。 低騒音仕様の重機の使用に努める。</td> </tr> </table> <p>8 縦覧場所 (1) 京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり推進室</p>			運搬車両の運転手に対し、安全運転の指導を徹底する。	飛砂の発生	京丹後市網野町掛津地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）	スプリンクラー及び散水車により適宜散水を実施する。 飛砂防止剤を適宜利用し、飛砂防止を行う。 採掘が完了した場所から順次緑化する。	周辺道路の汚れ	京丹後市網野町掛津地内の一部に存する道路（次の図のとおり）	搬出入ゲート付近の道路をアスファルト舗装し、タイヤに付着する砂を軽減するとともに、場内に設置しているタイヤ洗い場を利用して、タイヤに付着した砂を落とす。 道路が汚れた場合は、散水車等で道路の汚れを清掃する。	河川水量の増加	京丹後市網野町掛津地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）	場内に降った雨水を防災池に集水して貯留することにより、下流の河川の水量増加を抑える。 必要な容量を確保するため、たまった土砂を定期的に除去する。	濁水の発生	〃	場外に放流する雨水は、堆砂容量を確保した防災池及び沈砂池において泥分を沈下させる。 必要な容量を確保するため、たまった土砂を定期的に除去する。 pH及びSSの水質検査を定期的に実施し、汚濁水流出防止の管理を行う。 琴引浜への影響を調べるため、モニタリング調査を実施し、琴引浜の環境を見守る委員会に年2回報告する。	騒音の発生	〃	重機、運搬車両等のアイドリングを禁止する。 低騒音仕様の重機の使用に努める。
おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置																							
交通量の増加	開発区域から掛津事業所までの道路（次の図のとおり）	運搬車両出口に交通誘導員を配置し、車両通行の安全を確保する。																							
		運搬車両の運転手に対し、安全運転の指導を徹底する。																							
飛砂の発生	京丹後市網野町掛津地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）	スプリンクラー及び散水車により適宜散水を実施する。 飛砂防止剤を適宜利用し、飛砂防止を行う。 採掘が完了した場所から順次緑化する。																							
周辺道路の汚れ	京丹後市網野町掛津地内の一部に存する道路（次の図のとおり）	搬出入ゲート付近の道路をアスファルト舗装し、タイヤに付着する砂を軽減するとともに、場内に設置しているタイヤ洗い場を利用して、タイヤに付着した砂を落とす。 道路が汚れた場合は、散水車等で道路の汚れを清掃する。																							
河川水量の増加	京丹後市網野町掛津地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）	場内に降った雨水を防災池に集水して貯留することにより、下流の河川の水量増加を抑える。 必要な容量を確保するため、たまった土砂を定期的に除去する。																							
濁水の発生	〃	場外に放流する雨水は、堆砂容量を確保した防災池及び沈砂池において泥分を沈下させる。 必要な容量を確保するため、たまった土砂を定期的に除去する。 pH及びSSの水質検査を定期的に実施し、汚濁水流出防止の管理を行う。 琴引浜への影響を調べるため、モニタリング調査を実施し、琴引浜の環境を見守る委員会に年2回報告する。																							
騒音の発生	〃	重機、運搬車両等のアイドリングを禁止する。 低騒音仕様の重機の使用に努める。																							

- 京丹後市峰山町丹波855番地
- (2) 京都府農林水産部森の保全推進課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- (3) 京丹後市農林水産部農林整備課
京丹後市大宮町口大野226番地
- (4) 山川産業株式会社
淡路市岩屋1320番地の4

9 縦覧期間

令和元年12月17日(火)から令和2年1月16日(木)まで

10 意見書の提出期間及び提出先

(1) 提出期間

令和元年12月17日(火)から令和2年1月16日(木)まで

(2) 提出先

〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855番地
京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり推進室
〔次の図〕は、省略し、その図面を8の場所において縦覧に供する。)



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和元年12月17日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
向日市寺戸町中野2の1、2の45、3の2、3の4
(関連区域)
向日市寺戸町古城7の1の一部、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
向日市寺戸町八反田8の54
有限会社エクシード
- 2(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
八幡市欽明台中央20の11から20の13まで
(関連区域)
八幡市欽明台中央125の1の一部、欽明西122の3の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
八幡市八幡平田12の3
伊藤 鈴代

選挙管理委員会

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和元年12月17日

京都府選挙管理委員会

委員長 梅 原 勲

京都府選挙管理委員会規程第4号

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程

公職選挙事務執行規程（昭和40年京都府選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表3社会福祉法人大樹会特別養護老人ホームやすらぎ苑の項中「同 字安岡小字中山1076」を「同 北浜町3の10」に改め、同表社会福祉法人大樹会養護老人ホーム安岡園の項の次に次のように加える。

社会福祉法人大樹会地域密着型特別養護老人ホームやすらぎの郷	同 字安岡小字中山1076
-------------------------------	---------------

別表3社会福祉法人孝孝会特別養護老人ホーム有智の郷の項中「同 内里北ノ口5番地の1」を「同 内里北ノ口5の1」に改め、同表社会福祉法人山彦会特別養護老人ホーム金木犀の項中「同 船井郡京丹波町三ノ宮縄手39番地」を「同 船井郡京丹波町三ノ宮縄手39」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。



京都府選挙管理委員会告示第73号

京都海区漁業調整委員会委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登載された者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和元年12月17日

京都府選挙管理委員会

委員長 梅 原 勲

421人